

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

有珠山噴火災害で申告期限を延長

Q : 災害にあったときには、申告期限の延長などといった制度があるそうですが、有珠山の噴火災害でも、申告期限は延長されているのでしょうか。

A : 北海道の一部の地域について、申告等の期限が延長されています。

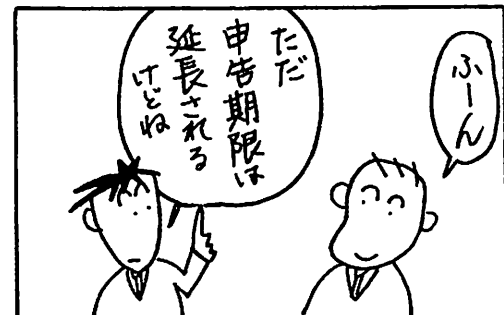
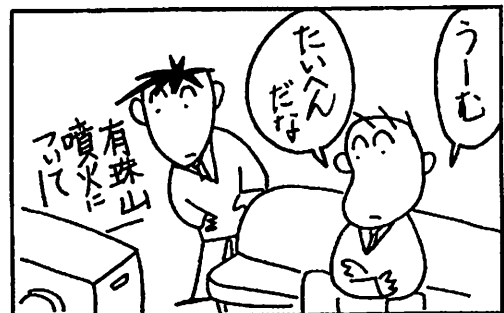
【解説】

国税庁では、このたびの有珠山噴火災害の発生に伴い、北海道の一部地域に関して地域を指定して、申告、申請、納付等の期限の延長を行う告示を出しました。

指定地域とされたのは、伊達市の一部、有珠郡壮瞥町の一部、虻田郡虻田町で、ここを納税地とする納税者は、12年3月29日以後の申告等の期限が延長されます。延長の最終的な期日は、災害が止んでから2ヶ月以内の範囲で、国税庁が別途告示することになります。

申告などの期限延長は、地域指定と個別指定がありますので、指定地域以外の地域でも、今回の噴火災害により、申告、申請、納付等をその期限までにすることができないと認められるときは、納税者の申請に基づいて、所轄税務署長が、個別に期日を指定して期限の延長ができます。

申告などの期限延長以外にも、地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、①納税の猶予、②予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予、③所得金額の全部又は一部の軽減、といった取扱いが設けられています。



KIMIYO・I